

# 役場からの大切なお知らせ

**いま、使っている  
防災行政無線が  
新しくなります**

**お知らせ端末(IP告知端末)は  
令和3年1月12日(火)をもって  
サービスの一部を終了し、機  
械を撤去します**



**お問い合わせ**  
 防災行政無線に関すること  
 総務課防災係  
 ☎ 0982-73-1200

お知らせ端末に関すること  
 企画観光課広報係  
 ☎ 0982-73-1207

**光ケーブル使用料について**  
 現在いただいている月額400円の光ケーブル使用料の請求は、12月分をもって停止します。

お知らせ端末 (IP告知端末) のサービス終了日

サービス名	終了時期
役場からのお知らせ	防災行政無線の入れ替え終了まで
ページング放送 *	防災行政無線の入れ替え終了まで
町内無料電話	令和3年1月12日 (火)
ラジオ放送	令和3年1月12日 (火)

\* ページング放送…あらかじめ登録された電話機(公民館長など)から集落内のお知らせ端末に放送できるサービスです。

- Q** どうして防災行政無線の機械を入れ替える必要があるの？
- A** 防災行政無線は「電波法」という法律に基づいて運用されています。電波法関連法令の改正が行われ、平成19年12月以降は現在利用しているアナログ方式の防災行政無線を新設、増設、交換することができなくなりました。電波法関連法案の改正により全国の自治体ではデジタル方式の防災行政無線の導入が進んでいて、国もデジタル化を推進しています。
- Q** どうしてお知らせ端末 (IP告知端末) を撤去するの？
- A** お知らせ端末は機械を製造する会社から製造の中止が通知されています。サービスを継続するには、全ての機械を入れなおす必要があり、膨大な費用がかかることから、お知らせ端末のサービスを終了し機械を撤去することになりました。引き続き、役場からのお知らせや放送の聞き直し、ページング放送はデジタル方式の防災行政無線で行えます。
- Q** どうしてお知らせ端末で使える町内無料電話とラジオ放送はどうなるの？
- A** 電話番号の最初に「5」をつけることで、町内の固定電話が無料で使えるサービスと、お知らせ端末で聞けるラジオ放送は、令和3年1月12日(火)をもって、サービスを終了します。ご不便をおかけしますが、ご理解のほど、よろしくお願いします。
- Q** 町内無料電話が使えなくなるのは困る
- A** 電話代を気にせず使える町内無料電話ですが、携帯電話や町外の固定電話に電話をかける場合は、通常の電話料金が発生します。各社の携帯電話かけ放題プランも低価格で提供されていますので、そちらをご検討ください。
- Q** ラジオ放送が聴けなくなるのは困る
- A** 大変お手数ですが、今後はラジオ受信機を使用してください。ラジオ受信機は電化製品を取り扱うお店で販売しています。電波の届かない地域がある場合は、調査を行い対応を検討します。
- Q** 3カ月に1回支払っている光ケーブルの利用料はどうなるの？
- A** 高千穂町では光ケーブル設備やサービスの利用料として月額400円(3カ月に1回1200円)を利用者に請求しています。町内無料電話とラジオ放送のサービスを令和3年1月12日(火)に終了することから、利用料の請求は12月分をもって終了します。
- Q** 地上デジタルテレビ放送やテレビ高千穂はどうなるの？
- A** 光ケーブルを利用した地上デジタル放送やコミュニティチャンネル「テレビ高千穂」は今後もサービスを継続します。
- Q** 防災行政無線の入れ替え工事はいつ頃始まるの？
- A** 令和3年1月以降、準備が整い次第行います。全世帯の機械の入れ替えが終わるのは令和3年8月頃の予定ですが、進捗状況によっては変更となる場合があります。
- Q** お知らせ端末の撤去はいつ頃はじめられるの？
- A** 各家庭で防災行政無線の入れ替え工事を行う際に、お知らせ端末を撤去させていただきます。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。